

北城小学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。いじめの認知に当たっては、特定の教職員の判断のみによることなく、いじめの継続性や重大性を条件とせず、児童の立場に立って判断する。また、表面上は、「けんか」や「ふざけ合い」に見える事案であっても、その背景に不適切な人間関係がないか、児童が苦痛を感じていないかなどを丁寧に確認し、いじめに該当するかを組織的に判断する。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として全職員で対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 教育相談アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。対応に当たっては、事実に基づいて正確に記録を行い、教職員間で確実に共有するとともに、適切に保存・管理する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童が教職員を信頼できる関係の中で、いじめのない学校・学級づくりを進める。
- イ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ウ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- エ 教育活動全体を通して道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ 児童会活動等において、児童が主体的にいじめ防止に取り組む活動を推進し、児童自らがいじめを許さない態勢を構築する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教育相談や学校生活に関するアンケートを定期的実施（年5回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。また、日頃の健康観察等を通して児童の心身の変化や学校生活の様子を丁寧把握するとともに、欠席や遅刻・早退の増加、保健室の利用状況、登校しぶり等の変化について、いじめを含む様々な要因の可能性を踏まえ、組織的かつ継続的に把握し、早期発見に努める。
- イ 職員会議や打合せ時に、いじめやいじめにつながる恐れのある事例、気になる児童の様子等を報告することで細かな実態把握を行い、以後の指導に役立てる。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢でケアや支援を行う。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 自殺予防教育について

(1) 重点目標

【命を大切にし、支え合う児童の育成】

児童が自身の SOS に気付き、適切に周囲に助けを求められる力（受援力）を養うとともに、互いの変化に気付き、認め合う誰もが安心して過ごせる、温かい居場所（学校・学級）をつくる。

(2) 具体的な経営方針・施策

児童の尊厳を守る自殺予防教育・SOS の出し方に関する教育の推進

ア 教育課程における計画的な実践（一次予防：全ての児童を対象）

イ 道徳、保健体育、総合的な学習の時間、学級活動等を連動させ、「命の尊さ」を学ぶとともに、不安やストレスへの対処法を学ぶ。

ウ 児童が「助けを求めることは恥ずかしいことではない」と理解できるよう、「SOS の出し方に関する教育」を全学年で発達段階に応じて実施する。

(3) 早期発見・早期対応の体制構築（二次予防：リスクのある児童の発見）

ア 定期的な「学校生活に関するアンケート」の実施と、丁寧な教育相談

イ 学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による「ケース会議」を迅速に開催し、組織的・多角的な支援を行う。

(4) 危機管理体制の徹底（三次予防：事後対応の備え）

ア 万が一の事態に備え、危機管理マニュアルを全教職員で共有・アップデートを行う。

(5) 家庭・地域・関係機関との連携

ア 学校だよりや懇談会を通じ、保護者へ「子どものサインの見つけ方」や相談窓口の発信を行い、学校と家庭が一体となった見守り体制を構築する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 関係児童生徒側の指導記録、全職員への聴取等により情報を収集する。

(3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(4) 調査結果については、関係児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

重大事態とは（いじめ防止対策推進法第 28 条）

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

6 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（1 月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態対応フロー図】

